

# 申出書

年　月　日

(あて先) 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会  
会長

住　　所  
申出人 商号又は名称  
職・氏名

印

貴協議会と契約を締結いたしたく、下記事項を誓約したうえで契約手続きに参加することを申し出ます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 3 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
  - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

〈※裏面あり〉

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 4 上記3の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴協議会から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。
- 5 使用する下請負人等が、上記3の各号に掲げる者に該当する事業者であると貴協議会が北海道警察本部から通報を受け、又は貴協議会の調査により判明し、貴協議会から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 6 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、貴協議会と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、貴協議会に対して何らの請求もいたしません。